

資料①

2026 地域親善交流会について

障がい者施策部障がい福祉課

- 1 趣旨（概要）
地域親善交流会の周知依頼について（案）について説明する。
- 2 目的
地域親善交流会の周知依頼について（案）について説明する。
- 3 事業内容
別紙「地域親善交流会の周知依頼について（案）」を参照
- 4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）
スケジュールは別紙参照、他の課長会での説明予定は無し

地域親善交流会の周知依頼について（案）

1 地域親善交流会とは

毎年2月に「国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会」の開催に合わせて、小中学生を中心とする地域住民と、本大会の参加チームである日本及び海外の強豪国の選手団との交流、車いすバスケットボールの体験等を行う「地域親善交流会」を開催している。

2 令和7年度（2026年）の地域親善交流会について

本年度の交流会については、日本及び海外の選手団の4か国により、令和8年2月18日（水）・19日（木）の2日間において市内8校で実施予定である。

今後の交流会の実施校の募集及び選定に当たっては、令和6年度と同様、福祉局において、市内小中学校に依頼し、応募の受付を行い（受付先は局の委託先）、実施校の選定までを実施する。

3 各区へお願いしたいこと

区内校長会での周知依頼について、協力をお願いしたい。

【今後の募集時期等】

9月	- 福祉局から教育委員会事務局を通じて、小学校長幹事会、中学校長全体研修会での説明 - 福祉局から市内小中学校へ募集の案内送付（中旬頃）
9～11月	市内小中学校からの申込を随時受付
12月	実施校・区の決定（局→学校・各区役所）
12月～	実施校・区と打合せ
2月	事業の実施

※ 募集に当たっては、ご案内（別添1）を9月頃に学校へ送付するとともに、募集の詳細や区内の校長会等での周知協力について、福祉局から各区福祉担当課長あて文書（別添2）で依頼する予定。

2026 地域親善交流会について（ご案内）【案】

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 福 祉 課

大阪市では、障がい者スポーツの普及や障がいへの理解促進を目的として、日本及び海外の強豪国が参加する「国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会」の開催に合わせて、小中学生を中心とする地域住民と、大会参加国の選手団との交流、車いすバスケットボールの体験等を行う「地域親善交流会」を毎年2月に開催しています。

今年度も同様に、次のとおり実施しますので、希望される学校はお申込みください。

記**1 概要****(1) 実施対象**

大阪市立小・中学校 8校程度

※国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会の参加国数によって増減することがあります

(2) 実施日時

令和8年2月18日（水）・19日（木）

午前10時から11時までを基本とする1時間程度

(3) 実施場所

各小中学校体育館

(4) 実施内容

- ・ 選手によるデモンストレーション
- ・ 車いすバスケットボールの体験・交流
- ・ お礼の言葉、記念写真撮影 等

**2 申込方法**

各校にて所定の申込書に必要事項を記入し、以下までメール又はファックスにてお申込みください。

- * ファックスの場合は、お申込み後、到着確認のお電話をいただくようお願いいたします。

＜申込・問合せ先＞

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

障がい者スポーツ振興部 スポーツ振興室

メール：s-entry@fukspo.org 電話：06-6606-1631 ファックス：06-6606-1638

3 申込期限

令和7年11月28日（金） 午後5時まで

4 その他

- (1) 申込校数が8校を上回る場合は、過去の開催状況等を勘案し、福祉局が実施校を決定します。
- (2) 決定後は、実施校や実施区のご希望を伺いながら、開催日及び当日の内容等を調整します。

2026 地域親善交流会

参加申込書

学校名	
所在地	
学校長名	
担当者名	
連絡先	・ 電話 : ・ メール :
対象学年、人数	
参加可能日	※両方あるいはいずれかに○をしてください。 2 月 18 日 (水) ・ 2 月 19 日 (木)
交流・体験する場所 とその階数	例) 3 階 体育館 / 1 階 講堂
交流場所までのアクセス *入校後車いすのままで 移動が可能か	例) 体育館前に段差があるがスロープを設置すれば問題なし
「国際親善女子車いすバ スケットボール大阪大会」 観戦の可否	※学校を訪問したチームの観戦応援ができるかどうか、該当する方に○をしてくだ さい (観戦候補日 2/20) 観戦できる・観戦できない
学校内での本交流会の 位置づけや希望理由等	例) 総合学習にて、障がいへの理解・啓発学習に取り組んでおり、その集大成とし てパラアスリートとの交流を行いたい

< 申込・問合せ先 >

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 障がい者スポーツ振興部 スポーツ振興室
 メール : s-entry@fukspo.org 電話 : 06-6606-1631 ファックス : 06-6606-1638

< 申込期限 >

令和 7 年 11 月 28 日 (金) 午後 5 時まで

案

令和 7 年 月 日

各区福祉担当課長 様

福祉局障がい者施策部企画調整担当課長
(担当：高橋・竹下 電話 6208-8075)

2026 地域親善交流会の周知について（依頼）

標題について、毎年 2 月、障がい者スポーツの普及や障がいへの理解促進を目的として、日本及び海外の強豪国の女子車いすバスケットボール代表チームが参加する国際親善女子車いすバスケットボール大阪大会を開催しており、当該大会の開催に合わせて、小中学生を中心とする地域住民と本大会参加国の選手団との交流、車いすバスケットボールの体験等を行う地域親善交流会を開催しています。

今年度の地域親善交流会の開催にあたり、次のとおり地域親善交流会の実施校について募集します。

より多くの小中学校の方々に参加していただきたいと考えておりますので、区内校長会での周知のご協力をお願いいたします。

記

1 募集案内

別添「2026 地域親善交流会について（ご案内）」のとおり

2 募集対象校

市内小中学校

3 募集期間

令和 7 年 9 月 日（ ）～11 月 28 日（金）

※ 区内校長会の開催日により、柔軟に対応願います。

4 その他

募集締切後、実施校が決まりましたら共有させていただきます。

資料②

就労選択支援の実施に向けて

障がい者施策部障がい支援課

1 趣旨（概要）

令和7年10月より創設される「就労選択支援」の事業概要及び区役所での対応について説明する。

2 目的

事業開始に伴い、各区役所において今後発生する事務について説明する必要があるため。

3 事業内容

（1）対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者
現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

（2）時期（期間）

令和7年10月

（3）区保健福祉課での業務

【令和7年8月25日総合福祉システムリリース以降】

- ・申請受付・支給決定等
- ・問い合わせ対応

4 その他（スケジュール・他の課長会での説明予定等）

- ・令和7年8月5日 福祉業務主管課長会での説明
- ・令和7年8月8日 事務担当者説明会開催
- ・令和7年8月中旬 HP 公開
- ・令和7年8月25日 総合福祉システムリリース以降、申請受付・支給決定等
- ・令和7年10月1日 制度開始

■ 概要

障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が創設

■ サービスの開始

令和7年10月から

利用対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※ 原則利用

R7.10～ 新たに就労継続支援B型を利用する場合

R9. 4～ 新たに就労継続支援A型を利用する場合

標準利用期間を超えて就労移行支援の利用を更新する場合

支給決定期間・基本報酬

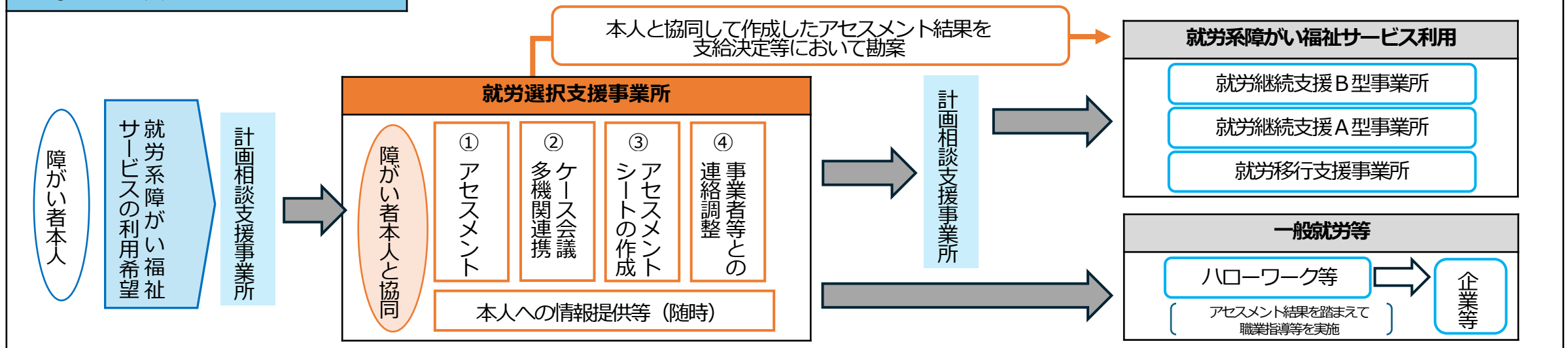
原則1か月（必要に応じて2か月）

○ 就労選択支援サービス費 1,210単位/日

○ 特定事業所集中減算 200単位/日 ※

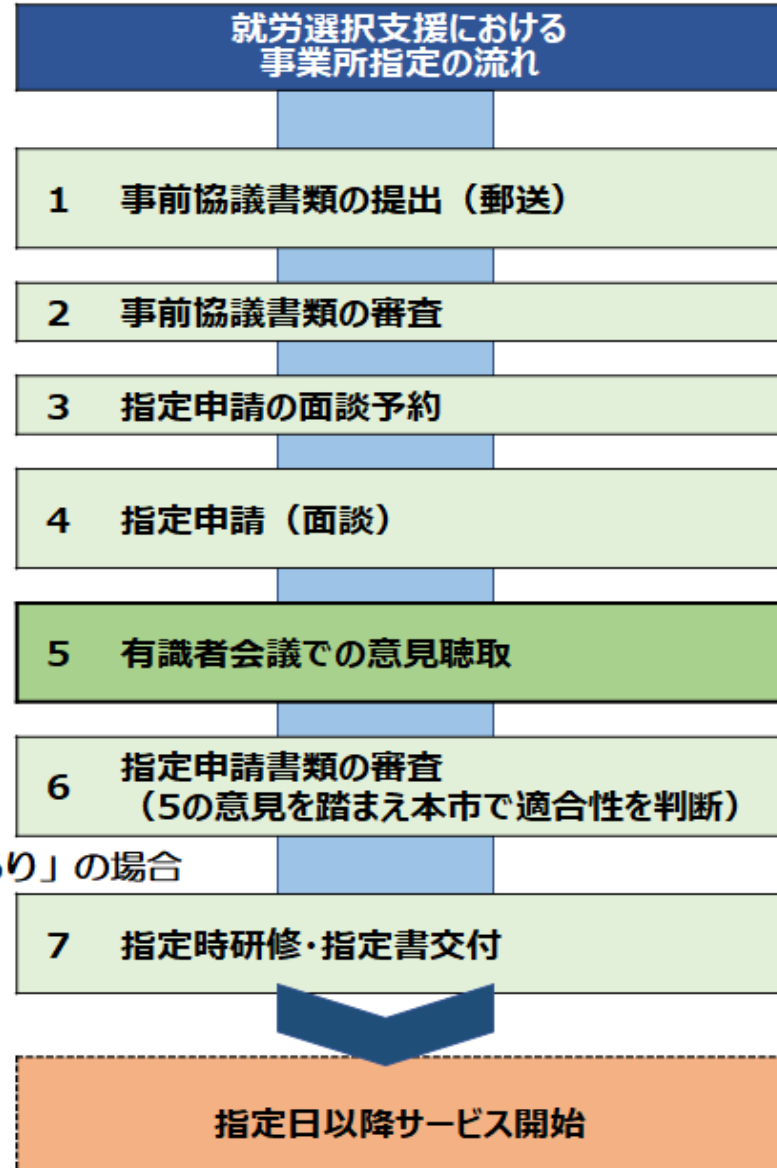
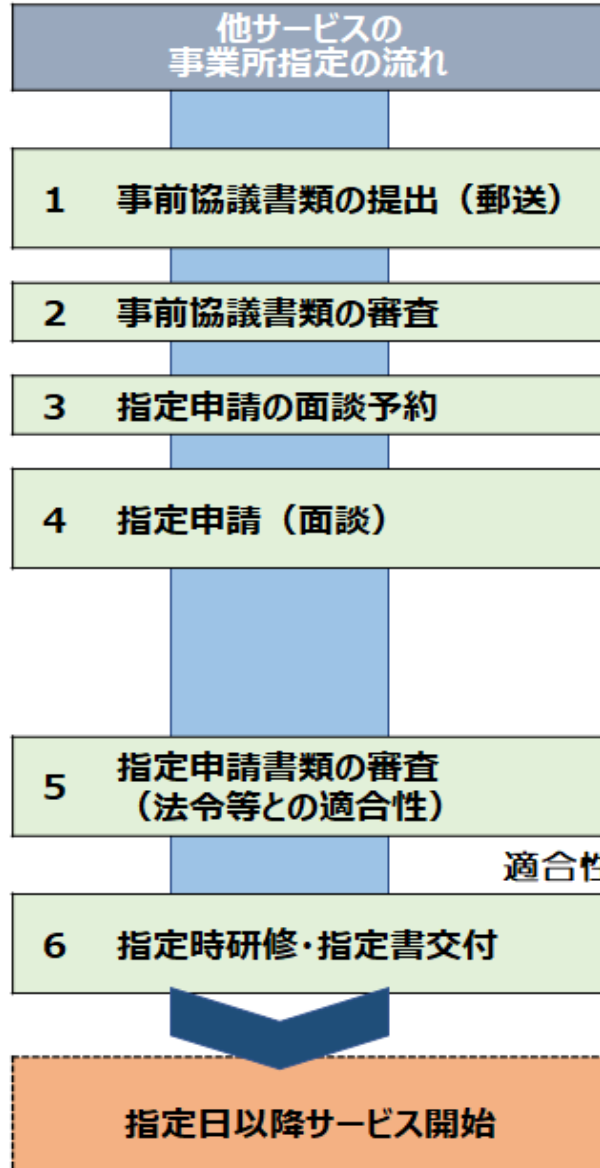
※ 同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合

基本プロセス



就労選択支援事業所の指定申請の流れ

- ・ 中立性を確保し、客観的な視点から事業が実施されることが重要



◆国の技術的助言

就労支援事業所の指定時に地域との連携体制の構築や第三者からの適切な評価を確認する際、指定権者が必要と認める場合には、就労選択支援を行おうとする者は、事業指定の申請に当たり、協議会や市区町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出する。

サービスの質・中立性確保に向けた新たな取組

○ 指定申請時における取組

- ・ 指定申請受付後、当該事業者の運営方針や活動内容等に関し事業計画等をもとに面談で聴き取りを行い、その内容を面談結果として取りまとめ、外部有識者より専門的な知見からの意見を踏まえて、本市において指定の可否を決定

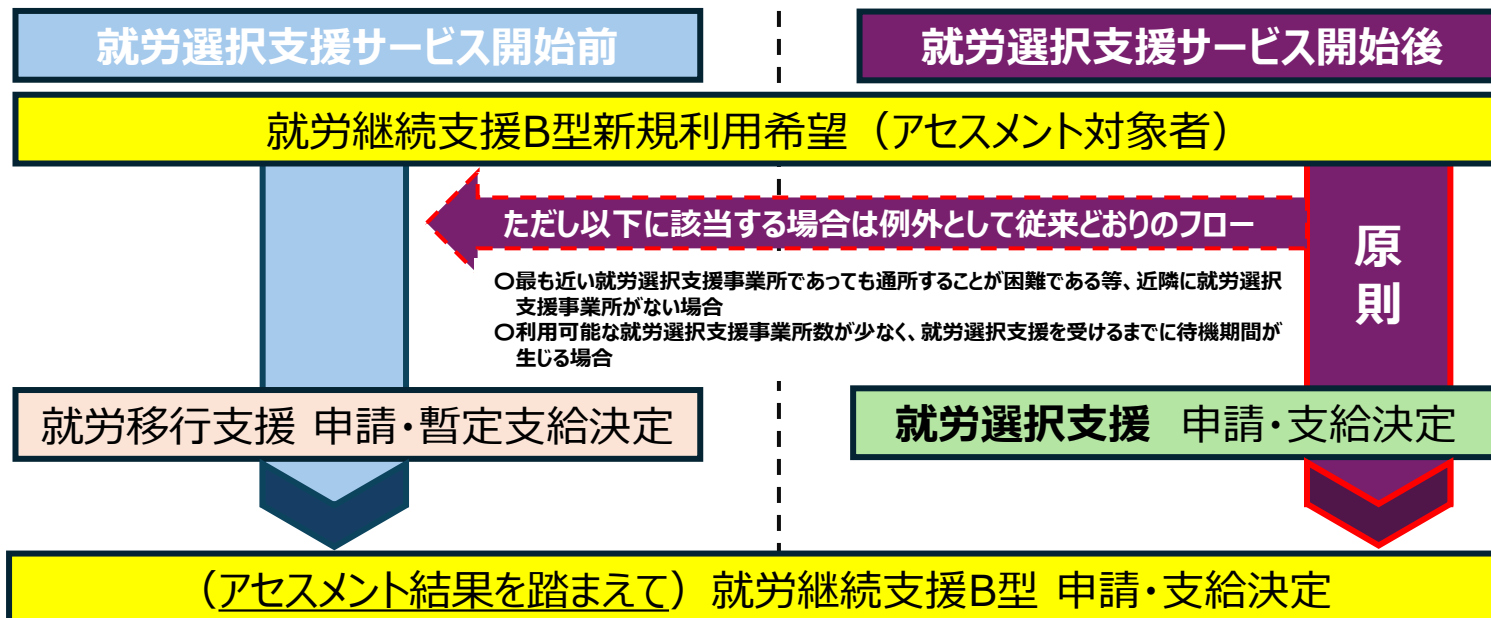
適合性「あり」の場合

就労選択支援の支給決定の流れ

サービスの利用対象者

サービス類型		新規利用者	既に利用している者
就労継続支援B型	・ 現行のアセスメント対象者（下記以外）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳以上又は障がい基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難な者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準期間を超えて更新を希望する者

R7.10～ 支給決定フロー



■実施スケジュール及び区役所における主な事務

【令和7年8月中旬】

- ・ 本市ホームページ公開

【令和7年8月下旬～】

- ・ 申請受付・支給決定等
- ・ 問い合わせ対応

※ 8月25日の総合福祉システムリリース以降
各区において支給決定入力が可能

※認定調査（概況調査）については従来どおりのフロー